

(様式3)

## 令和2年度 指定管理業務の評価表

### 1 施設概要

施設名	尾崎罌堂記念館	所在地	伊勢市川端町97-2
指定管理者名	特定非営利活動法人 罌堂香風	指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
設置目的	我が国憲政史上に不滅の功績を残し、世界平和に尽力した尾崎行雄の遺品等を収集及び保管又は展示し、世界平和の精神を顕彰するとともに、教育、学術及び地域文化の振興と発展に寄与する。		
業務内容	・展示室を一般の観覧に供すること ・尾崎罌堂に関する資料等を展示すること ・記念館の利用の許可に関すること ・記念館の維持管理に関すること ・以上のほか、記念館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務		
施設概要	施設面積:771.05㎡、施設内容:2階鉄骨造(S) 収蔵庫、展示室、事務室、会議応接室、倉庫、会議室		
職員体制	館長(嘱託)1人、学芸員(嘱託)1人		
施設所管課名	文化政策課		

### 2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位:円)
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(C-B)
事業 収支	収入				
	指定管理料	7,215,000	7,281,720	7,384,000	102,280
	観覧料金	49,280	73,960	40,200	△ 33,760
	使用料金	758,465	767,450	374,790	△ 392,660
	冷暖房費	149,120	158,950	68,640	△ 90,310
	減収補填金	0	0	461,017	461,017
	その他	71,138	75,537	35,698	△ 39,839
	計(a)	8,243,003	8,357,617	8,364,345	6,728
	支出				
	人件費	5,620,037	5,356,042	5,527,193	171,151
管理運営費	2,697,792	2,536,748	2,656,581	119,833	
その他	154,187	160,616	31,805	△ 128,811	
計(b)	8,472,016	8,053,406	8,215,579	162,173	
収支差引額(a)-(b)	△ 229,013	304,211	148,766	△ 155,445	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	観覧料金、使用料金などの減収は、コロナ禍による利用の減少によるもの。 人件費の増額は、貸室の夜間利用が増えたことによるもの。 管理費の増額は、館内床面清掃等を実施したことによるもの。
----------------------------------	---

### 3 評価 (別表様式4に基づく総合評価)

指定管理者	市
前年度末から新型コロナウイルスの影響で閉館状態となっていたが、年度が明けると指示により4月15日から5月25日まではウイルス拡散防止のため観覧・貸館中止の措置をとった。6月以降も利用者、観覧者の足は記念館に向かず、自粛ムードと相俟って下降線をたどるばかりであった。入館者を増やすための手立ては見つからない、あるいは手立てはあっても行動化できない1年間であった。 2回の企画展、好評を得ているさくらの写生コンクール(表彰式は中止)などいくつかの自主事業は実施できたものの、罌堂翁の顕彰事業や他団体との協働事業はほとんどできなかった。 そんな中でも運営業務や維持管理業務については滞りなく適切かつ適正に実施できた。	・施設の運営と維持管理は、適正に行われていた。 ・新型コロナウイルスの影響もあったが、「さくらの写生コンクール」と2回の企画展を開催するなど、自主事業を積極的に行っている。 ・企画展など自主事業を実施する際の情報発信については、様々な広報媒体を利用している。 ・引き続き、来館者・利用者増に繋がる取り組みを続けてほしい。 ・今後も様々な取り組みを継続し、市民の文化芸術活動のさらなる活性化に寄与いただきたい。また、効率的、効果的な管理運営に努め、各団体や行政との連携を密にしながら、より質の高いサービスが提供できるよう期待したい。

## 指定管理業務の項目別評価表

施設名 尾崎琴堂記念館

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	運営方針を「尾崎行雄を顕彰する記念館」「交流を通してまちの活性化や生涯学習に応える記念館」「資料を収集、保管し学術研究を進める記念館」の3本柱に設定し、積極的に運営した。	A	運営業務の基本方針等を十分に理解している。
	②施設設置目的の達成度	B	新型コロナ蔓延防止の通知やイベント開催基準に従い、桜の写生コンクールや2回の企画展などの自主行事を実施した。子供を対象とした行事は現下の状況から中止とせざるを得なかった。	A	設置目的や管理に関する基本的な考え方をもとに、館の管理運営が行われている。
	③利用者数	B	新型コロナウィルスの影響で入館者は激減。そのうえ4月15日から5月25日まで観覧中止としたため例年の4分の1の観覧者であった。会議室利用者数も同様の減。入館者増の手立てが見つからない。	A	コロナ禍のため集客を図れなかった。引き続き、利用者増につながる取り組みに努めてほしい。
	④運営状況	A	利用休止期間があったので開館日数は計画より35日少なくなったが、開館時間を守って、利用者へのサービスを心がけながら、適正・円滑かつ利用者に平等な施設運営を行うことができた。	A	コロナ禍による休館期間を除いては、供用日数・供用時間ともに、事業計画どおり適正な運営が行われていた。また、新型コロナ感染防止のため、消毒液・検温機の設置、利用者名簿の作成等の対策を徹底した施設運営が行われた。
	⑤職員の配置状況・勤務実績	A	少人数の職員での運営管理であるが、馴れ合いにならず互いの分掌事務は明確に分担されていた。夜間開放についても4週8休制を適用して適正な配置・勤務体制が取れた。	A	勤務体制の効率化を図りながら、業務を行っている。
	⑥意思疎通	A	館の企画・管理・運営全体にわたって事あるたびに連絡や相談がなされ、市からは適切な指導や助言を受けながら緊張感を持って活動にあたることができた。	A	最低月1回の情報交換を行っており、十分な連絡調整がなされている。
	⑦各種管理記録等の整備・保管	A	記念館日誌をはじめ、会議室利用関係書類、経理関係書類、設備点検書類、委託契約文書、勤務関係書類など各種文書が適切に整備・保管できた。電子媒体による情報管理にも留意して管理できた。	A	各種帳簿等については、適正に整備・保管がなされている。
	⑧地域の振興	B	活動方針にまちの活性化を掲げているように、これまではまちづくり協議会や自治会、老人会などと多様な連携事業を実施してきたが本年度は行事自粛のためいくつかの行事ができなかった。	A	コロナ禍のため、大人数での交流は控える必要があった。引き続き、地域住民との交流に努めて欲しい。
	⑨使用許可等	A	条例、施行規則および当館の「心得」に基づいて適正かつ適切に運用してきた。コロナ禍における利用規定の周知もきちんとできた。関係文書は個人情報管理の点からも適正、慎重に行うことができた。	A	使用許可等の申請の取扱いは、適正に行われていた。
	⑩利用料金等の徴収状況	A	金銭出納、申請・処理関係の帳簿は一元的に管理して、適正に実施している。減免規定等、指定管理者に委ねられた内容についてきちんと執行できている。	A	帳簿等が作成され、適正に行われている。
	⑪個人情報	A	職員の個人情報関係文書は館長が一括して管理。利用者の個人情報管理は施錠して棚に保管管理した。新たに加わった利用者名簿、入館者名簿の管理や廃棄などは定めのとおり適切に処理できている。	A	個人情報に係る書類は、適正に管理されている。
	⑫法令遵守	A	尾崎琴堂記念館条例、尾崎琴堂記念館施行規則をはじめ、尾崎琴堂記念館の管理に関する基本協定書及び年度協定書のほか、労働関係法規、個人情報保護関係法規など関係法令を遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

## 指定管理業務の項目別評価表

施設名 尾崎琴堂記念館

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取り組み	A	本年度の場合、利用者増を図ることよりも利用者が安心して利用できるよう安全面で特に配慮してきた。そんな中でも旅行会社への案内、報道機関や学校への行事予定周知等、機会あるごとに働きかけてきた。	A	「さくらの写生コンクール」と2回の企画展を開催し、入館者増加の取り組みに努めた。
	②利用者の平等な利用	A	これまでも展示説明技術向上のため研修を行ってきたが、今年度は休館期間があったので、この期間を利用して展示説明研修をはじめ多くの研修ができた。	A	来館者に対し丁寧な展示説明を行うなど、利用者へのサービスについては、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行なったか。	A	市広報紙掲載だけでなく地元メディアや旅行者等への情報提供にも取り組んでいる。引き続き、様々な方法で情報発信を行ってほしい。
	④非常時・緊急時の対応	A	緊急時のマニュアルが整備され、従業員訓練の実施や事故発生時・緊急時の対応は適切か。	A	マニュアルの見直しなどの座学研修だけでなく、来館者の協力を得ながら火災訓練、地震を想定した防災訓練、不審者対応訓練の実地訓練をすることができた。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	「クレームは宝物」との認識を全職員が持って対応にあたっている。近隣住民や来館者からの意見はすぐに対応するよう心掛け、経費のかかるものについては担当部署に改善していただいている。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行なわれていたか。	A	企画展は利用者の意見を参考に立案している。前期企画展講演会には定員いっぱい参加者があった。写生コンクールは好評でコロナ禍で学校が休校中であつたにもかかわらず424点の応募があつた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行なわれ、次年度へつなげる取り組みがなされていたか。	A	参加者アンケートを行うとともに、館内会議(職員の会議)、記念館運営委員会や琴堂香風理事会(指定管理者理事会)で事業結果を提示してきた。そこで評価や意見を集約し次年度に生かしてきた。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	経年による傷みが各所に出てきているが、美観や景観を損ねないように清掃に心がけている。安全点検は日常点検のほか月1日の月例点検を実施した。館庭の管理はボランティアにも助けてもらっている。	A	施設内、施設周りの定期的な点検・確認が行われている。
	②備品等の管理	A	保管史資料については湿度や防虫について細心の注意が求められるが、保管室には空調設備がないので管理が難しかった。丁寧な扱いを心がけ、破損・紛失はなかった。一般備品も適切に管理できた。	A	保管資料は適切に管理されている。また、設備等についても適正に管理されている。
	③修繕業務	A	異常が認められた場合は、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じ、その内容を記録されていたか。	A	異常が認められた場合は、利用者優先の対応を行なうとともに、速やかに市に報告を行い、善後策について協議・改善して、利用者に影響のないよう心がけてきた。
	④清掃業務	A	日常の清掃のほか、月に1回の大掃除を実施。サポートステーションによる毎月の勤労実習を受け入れた。川端町自治会にも毎年館庭清掃をお願いしているが、本年度は中止した。	A	修繕が必要な案件については、適切に報告がなされた。
	⑤防犯体制	A	鍵の管理及び防犯に対する対策、対応は適切だったか。	A	夜間・休日の警備については専門業者に委託。鍵、カードはともに適切に管理しており、定められた場所に保管している。期間中に管理地内で不審行為や犯罪事案は起こらなかった。